

# 欧州24時間ルール of 概要

Ver.1

2010年8月1日

日本機械輸出組合



# はじめに

2011年1月の欧州24時間ルール導入まで、残すところ5ヶ月あまりとなりました。

ここに来て船社、システムベンダーから荷主企業に対する周知活動が活発になってきていますが、本資料はこうした船社、システムベンダーの情報に加えて、当組合と関わりのある法律事務所、欧米の関係団体から寄せられた情報をあわせ、組合員企業を対象に、欧州24時間ルールの概要を理解頂けるようまとめたものです。

現在、本ルール詳細について調査活動を進めておりますので、今後も一定の情報がまとまり次第、随時アップデートを図り、改訂の都度、ホームページに掲載していく予定です。

なお、現段階では不明な点も多いため、正しくは以下の関係法令等をご覧ください。

関係法令：

① [http://ec.europa.eu/ecip/security\\_amendment/legislation/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/ecip/security_amendment/legislation/index_en.htm) (Legislation)

24時間ルール情報

② [http://ec.europa.eu/ecip/security\\_amendment/procedures/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/ecip/security_amendment/procedures/index_en.htm) (Procedure)

③ [http://ec.europa.eu/ecip/security\\_amendment/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/ecip/security_amendment/index_en.htm) (Security Amendment to the customs code)

# 24時間ルール導入までのEUの取り組み

## (1) EU関税法(2005)の改正による骨子固め

- ・ EU域内に入り出す貨物につき事前にセキュリティのリスク評価実施。
- ・ 特定の申告者が電子申請により申告
- ・ 申告項目を統一化
- ・ どの港湾で荷下ろしされるかに拘わらず、特定の加盟国が、貨物全体の共通の軸でリスク評価を行い、他の加盟国もこの評価を尊重。
- ・ 加盟国およびEC委員会でリスク情報の交換を実施。  
輸入コントロールシステム(ICS)  
輸出コントロールシステム(ECS)

## (2) AEOの導入により、セキュリティ、コンプライアンスの高い事業者グループを創設

## (3) 経済登録事業者番号(EORI)で申告体制の準備

# 24時間ルール導入までのEUの取り組み

## (新たな制度導入の流れ)

2008年1月1日 AEOの導入

2009年7月1日 EORI番号制度導入(最終的には2010年7月1日に導入)  
(*EORI: Economic Operators Registration and Identification*)

2009年7月1日 EU輸出貨物の24時間ルール導入(船積24時間前申告)  
+ 大半の国、輸出サマリー申告(ECS)導入



2011年1月1日 輸入サマリー申告(ENS) + 輸出サマリー申告 (一部の加盟国)  
(予定)

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

## 1. 申告対象貨物

- ① EUに輸入される貨物
- ② EU内の港湾で積み替え、最終到着地がEU以外である貨物
- ③ EU内の港湾で積み直しされ、最終到着地がEU以外である貨物
- ④ FROB  
(FROB: Foreign Cargo Remaining on Board)

つまり、EU域内に到着する貨物は、全てENS申告義務あり

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

## 2. ENSの申告期限

### (1) 長距離コンテナ貨物(Deep Sea)

海外の船積み港で船舶に船積みを行う24時間前までには申告

### (2) その他船舶の貨物

長距離 (Deep Sea)船でコンテナ詰めしていない貨物 → EU到着の4時間前までに  
欧州近海船で輸送される貨物 → EU到着の2時間前までに

### (3) バルク、ブレイクバルク貨物

EU税関領域の最初の港湾到着4時間前までに

### (4) 長距離の航空貨物

EU税関領域の最初の空港到着4時間前までに

### (5) 近距離の航空貨物

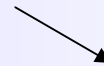
離陸前までに

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

## 3. ENSの申告税関

原則として、ENSはEUで最初に入港した税関官署に申告。  
受理した税関官署は以下の項目を実施しなければならない。

- ・ ENSの申告受理およびチェック
- ・ 申告者への移動登録番号 (Movement Reference Number :MRN) 交付
- ・ 当該貨物の荷下ろし場所に関係なく (FROBも対象)、受理した ENSのセキュリティリスクを評価



(リスク内容によって対処方法を選択)

(罰則適用)

- ・ Do Not Loadの送信 (長距離コンテナ船のみ)
- ・ 最初の入港港湾での管理 (貨物検査等)
- ・ 荷下ろし予定の港湾での管理 (貨物検査)

- ・ ENSの内容が不正確
- ・ 申告遅延
- ・ 無申告

\*仮にリスクがあると判定すれば、後続して船舶が寄航する港湾に情報を配信  
(リスクが全くなければ、ENS情報の共有は不要)

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

## 4. ENS運用の特徴

(1) 制度は一つでもEU加盟国によって異なる対応

- ・ EU27カ国の各国それぞれが導入
- ・ ENSのフォーマットが27カ国バラバラ
- ・ 使用言語が21カ国語とバラバラ

(2) EU全体でリスク分析方法は統一



# 輸入サマリー申告

## Entry Summary Declarations (ENS)

### 5. ENSの申告者

#### (1) 申告責任者

以下の船社(キャリア)に申告義務あり  
(VOCCとNVOCCとで重複して申告しないこと。)

- ① EU域内に貨物を輸送し、または輸送責任を有する事業者 →VOCC
- ② VSA(Vessel Sharing Agreement) や同様の契約協定 (EU域内へ定期的に船腹、スロットをチャーターし提供している事業者) →米国同様、BLを発行しているVOCC

#### (2) 申告義務内容

- ① ENSの内容が正確であり、漏れがないこと
- ② 申告時に荷主から提供を受けた情報でマスターBLに記載されるデータを提供すること
- ③ ただし船社には荷主情報の正確性を確認する義務はないこと

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

## 6. 船社が申告するENS申告項目

- (1) 数量
- (2) 貨物(Goods)に割り当てられたUCR(Unique Consignment Reference number)  
またはB/Lのような輸送書類番号
- (3) 荷送人 (EORI番号でもよい)
- (4) ENSの申告者(EORI番号は必須)
- (5) 荷受人(EORI番号があれば記載)
- (6) 船社(申告者と異なる場合記載、EORI番号は必須)
- (7) 着荷通知先(BLの“To Order”記載のこと)
- (8) EU入国に關与する輸送機関のID(IMO番号等)
- (9) 輸送船舶参照番号(BL上のキャリアの航海番号)
- (10) 最初の到着場所のEUコード
- (11) EU最初の場所への到着日
- (12) 後続して輸入通関を行うEUの税関官署コード
- (13) ルーティング国のコード (分かる範囲で)
- (14) 国境の輸送手段
- (15) 船積み場所
- (16) 陸揚げ場所のコード
- (17) 貨物情報 (EU法では規定に沿った4桁のHSコードがあれば不要。ただし国により言語等の問題があるため、6桁のHSコードが望ましい。)
- (18) パッケージタイプのコード
- (19) パッケージ数
- (20) パッケージ貨物の SHIPPING マーク (コンテナ詰めした貨物には不要)

# 輸入サマリー申告

## Entry Summary Declarations (ENS)

- (21) コンテナ番号
- (22) シール番号
- (23) ENSの申告項目数と関連した項目数
- (24) 4桁のHSコード（EU法では規定に沿った貨物情報があれば不要。ただし国により言語等の問題があるため、6桁のHSコードが望ましい。）
- (25) グロス重量(キログラム)
- (26) 危険貨物にかかるUNコード
- (27) 輸送料金の支払方法コード（キャッシュ、クレジットカード等、適当箇所があれば記載）
- (28) 申告日
- (29) 名および認証
- (30) AEO等、特記事項にかかるコード(必要に応じて)

# 輸入サマリー申告

## Entry Summary Declarations (ENS)

### 7. カットオフまでに荷主が提出するデータ項目

- (1) 荷送人（EORI番号があれば記載）
- (2) 荷受人（EORI番号があれば記載）
- (3) 着荷通知先（BLの“To Order”記載のこと）
- (4) 貨物情報（EU法では規定に沿った4桁のHSコードがあれば不要。ただし国により言語等の問題があるため、6桁のHSコードが望ましい。）
- (5) パッケージタイプのコード
- (6) パッケージ数
- (7) パッケージ貨物の SHIPPING マーク（コンテナ詰めした貨物には不要）
- (8) コンテナ番号
- (9) シール番号
- (10) 4桁のHSコード（EU法では規定に沿った貨物情報があれば不要。ただし国により言語等の問題があるため、6桁のHSコードが望ましい。）
- (11) ロス重量（キログラム）
- (12) 危険貨物にかかるUNコード
- (13) 輸送料金の支払方法コード（キャッシュ、クレジットカード等、適当箇所があれば記載）

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

## 8. 第三者によるENS申告

### (1) 契約上の確認のポイント

船社(VOCC)に代わり第三者が申告する場合は、船社の認知、承諾が必要。

船社の認知・承諾を得るためには契約上で以下の点を謳っておく必要がある。

- ① 対象となる貨物および本契約の期間
- ② 第三者は船積み前に申告を行わなければならないとする時間的なポイント
- ③ ENSの申告修正に関する責任があること
- ④ 賠償責任条項(ENS申告を行わないと、船舶、貨物の遅延および船社に税関の罰則につながるため)
- ⑤ ENS申告用に船社が第三者に提供するデータ項目
- ⑥ 船社は申告が完了し、Do Not Loadメッセージが出ても対応できるよう、第三者がENSで申告しなければならないデータ項目 (船社のEORI番号、船社のマスターBL番号、コンテナ番号)

# 輸入サマリー申告

## Entry Summary Declarations (ENS)

### (2) 第三者による申告の場合の責任範囲

- ① 第三者は申告者として、ENSの内容が正しく、完全であることの責任を負う。
- ② VOCCはその申告内容が正しく、また完全であるかどうかについて確認する必要はない。
- ③ 第三者がENS申告を行い、VOCCがMRNを受領すれば、船社として法的義務を完遂した証明となる。
- ④ 第三者がENSを申告した場合、VOCCは申告しなくてよい。重複して申告が行われた場合、VOCCの申告を優先する。

# 輸入サマリー申告 Entry Summary Declarations (ENS)

輸出のオペレーション(日本から欧州)の一例

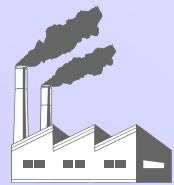
日本



欧州



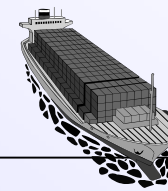
## 貨物の流れ



Copyright (C) NEE Corporation / NEE BILBORE, Ltd. 2004



④ 船積み開始



⑤ 出航



## 情報の流れ

① 荷主 ENS  
関連情報  
(B/L Instruction) を  
船社へ提供



② 船社 ENS申告  
(船積24時間前までに)



③ リスク評価を行い、MRNを送信

欧州最初に入る  
港湾の  
管轄税関



# 輸入と輸出の比較

(海上貨物の場合)

	輸入	輸出
申告者	キャリア	キャリア
第三者の申告	キャリアの認知と承諾により可能	キャリアの認知と承諾により可能
申告期限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長距離コンテナ</li> <li>・ 長距離バルク、ブレイクバルク</li> <li>・ 近海船</li> <li>・ 複合輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外港での船積24時間前</li> <li>・ EU最初の港湾到着4時間前</li> <li>・ EU最初の港湾到着2時間前</li> <li>・ EU最初の港湾到着2時間前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU港での船積24時間前</li> <li>・ EU港、出航4時間前</li> <li>・ EU港、出航2時間前</li> <li>・ EU港、出航2時間前</li> </ul>
申告方法	電子申告	電子申告
事前申告方式	輸入サマリー申告(ENS)	輸出サマリー申告(ESC) または書く税関の定める 輸出通関
リスク評価実施機関	最初に入港した場所の税関官署	出国地の輸出税関官署



## 本件のお問合せ先

日本機械輸出組合  
部会・貿易業務グループ

橋本弘二 ([hashimoto@jmcti.or.jp](mailto:hashimoto@jmcti.or.jp))

多田正博 ([tada@jmcti.or.jp](mailto:tada@jmcti.or.jp))

電話: 03 3431 9800      FAX: 03 3431 5800